

令和7年度以降

天竜川水系(新豊根ダム)
砂利等の採取に関する規制計画

中部地方整備局 浜松河川国道事務所

天竜川水系（新豊根ダム）砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起 点	終点	延 長 (km)	備 考
二次支川	大入川	愛知県北設楽郡豊根村 （以下「豊根村」とい う）大字古真立字月代地 先 (No. 0)	豊根村大字下黒川字下々地先 (No. 28+40m)	7.05	
三次支川	古真立川	大入川への合流点 (No. 1)	豊根村大字古真立字八森地先 (No. 16+70m)	3.51	
三次支川	小田川	大入川への合流点 (No. 1)	豊根村大字古真立字浅草入地先 (No. 3+40m)	0.46	
	計			11.02	

2. 規制の方針

新豊根ダムは、発電と洪水調節を行うための多目的ダムである。貯水池は、土砂の堆砂により貯水容量が減少することとなり、貯水容量を確保するうえにおいて、ダム本体及び付帯施設付近及び支川の河幅狭小部を除き、河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。

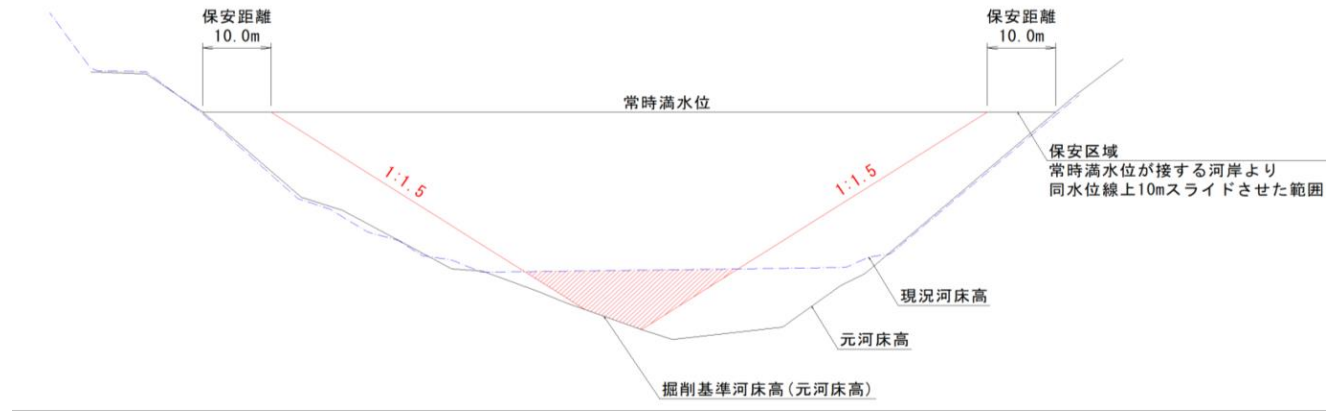
3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床高：元河床高

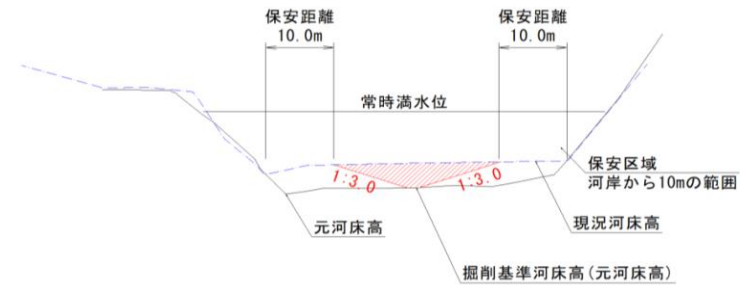
掘削基準断面：掘削勾配 船採取 1：1.5 陸上採取 1：3

※別添横断面図及び縦断面図表示のとおり

新豊根ダム掘削基準断面図（船採取 標準図）



新豊根ダム掘削基準断面図（陸上採取 標準図）



4. 禁止区域等

1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終点	延 長(km)	備 考
二次支川	大入川	No. 0	NO. 4	0. 88	ダム本体及び附帯施設に支障を生ずるため。
三次支川	古真立川	No. 9	NO. 16+70m	1. 6	川幅が狭く、河岸に支障が生ずるため。
三次支川	小田川	No. 1	No. 3+40m	0. 46	川幅が狭く、河岸に支障が生ずるため。
	計			2. 94	

※ 禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

2) 保安区域

横方向 船採取 常時満水位が接する河岸より同水位線上を１０ｍスライドさせた点から掘削基準勾配で下ろした位置とする。

陸上採取 河岸から１０ｍとする。

縦方向 貯砂ダムから下流２０ｍまでとする。

保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量 (令和６年１０月現在)

種別	河川名	起 点	終点	延 長(km)	掘削可能量(千m3)	採取可能量(千m3)	摘要
二次支川	大入川	No. 4	No. 28+40m	6. 17	705	705	
三次支川	古真立川	No. 1	No. 9	1. 91	250	250	
	計			8. 08	955	955	

6. 年次別計画

河川名	区 間		年次別計画(1,000m3)															計		
			令和 7 年			令和 8 年			令和 9 年			令和 1 0 年			令和 1 1 年					
	起 点	終 点	許可又は 許可の予 定量	採取可能 量中の許 可又は許 可の予想	流下 予想量	許可又は 許可の予 定量	採取可能 量中の許 可又は許 可の予想	流下 予想量	許可又は 許可の予 定量	採取可能 量中の許 可又は許 可の予想	流下 予想量	許可又は 許可の予 定量	採取可能 量中の許 可又は許 可の予想	流下 予想量	許可又は 許可の予 定量	採取可能 量中の許 可又は許 可の予想	流下 予想量	許可又は 許可の予 定量	採取可能 量中の許 可又は許 可の予想	流下 予想量
大入川	No. 4	No. 28+40m	141	141	—	141	141	—	141	141	—	141	141	—	141	141	—	705.0	705.0	—
古真立川	No. 1	No. 9	50	50		50	50		50	50		50	50		50	50		250.0	250.0	
計			191	191	—	191	191	—	191	191	—	191	191	—	191	191	—	955.0	955.0	—